

「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」の概要

【平成30年6月27日公布】

【平成30年9月25日／令和元年6月25日施行】

背景・必要性

① 建築物・市街地の安全性の確保

- 糸魚川市大規模火災(H28.12)や埼玉県三芳町倉庫火災(H29.2)などの大規模火災による甚大な被害の発生を踏まえ、建築物の適切な維持保全・改修等により、建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を進めることが課題

② 既存建築ストックの活用

- 空き家の総数は、この20年で1.8倍に増加しており、用途変更等による利活用が極めて重要
- 一方で、その活用に当たっては、建築基準法に適合させるために、大規模な工事が必要となる場合があることが課題

【既存建築ストックの活用イメージ】



改修



改修前(空き家) 改修後(グループホーム、飲食店、宿泊施設等)

③ 木造建築を巡る多様なニーズへの対応

- 必要な性能を有する木造建築物の整備の円滑化を通じて、木造に対する多様な消費者ニーズへの対応、地域資源を活用した地域振興を図ることが必要

【木材活用ニーズへの対応】



法律の概要

建築物・市街地の安全性の確保

【令和元年6月25日施行】

維持保全計画に基づく適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を実現。

- 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大(大規模倉庫等を想定)。
- 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言の創設。
- 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和。

戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化

【令和元年6月25日施行】

空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とするとともに、手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進。

- 戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。
- 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し(不要の規模上限を100㎡から200㎡に見直し)。

大規模な建築物等に係る制限の合理化

【令和元年6月25日施行】

既存建築ストックの多様な形での利活用を促進。

- 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。
- 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。

木造建築物等に係る制限の合理化

【令和元年6月25日施行】

中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替え等を促進。

- 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し(高さ13m・軒高9m超→高さ16m超・階数4以上)。
- 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらかし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。
- 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。

<その他>

【①、②は平成30年9月25日施行。③は【令和元年6月25日施行】／平成30年9月25日施行】

- ① 老人ホーム等の共用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外
- ② 興行場等の仮設建築物の存続期間(現行1年)の延長等
- ③ 用途制限等に係る特例許可手続の簡素化

等

※施行日： 【平成30年9月25日施行】又は【令和元年6月25日施行】公布の日から1年以内)

その他の改正概要

【平成30年6月27日公布】
【平成30年9月25日／令和元年6月25日施行】

老人ホーム等に係る容積率制限の合理化 【平成30年9月25日施行】

共同住宅と同様に、老人ホーム等についても、共用の廊下・階段の床面積を、容積率の算定対象外とする

用途規制の特例許可手続の簡素化 【令和元年6月25日施行】

用途の特例許可の実績の蓄積※がある建築物について、建築審査会の同意を不要とする

※ 住専系用途地域内のコンビニや、住居系用途地域内の自動車修理工場等を想定

接道規制の特例許可手続の簡素化 【平成30年9月25日施行】

接道の特例許可の実績の蓄積※がある建築物について、建築審査会の同意を不要とする

日影規制の特例許可手続の簡素化 【平成30年9月25日施行】

特例許可を受けた建築物の日影の部分に影響を与えない増築等において、再度の特例許可の手続きを不要とする

壁面線等に沿って建替えをする場合の建蔽率規制の緩和 【令和元年6月25日施行】

特定行政庁が指定する壁面線等を越えない建築物の建蔽率を許可により緩和することを可能とする

条例による接道規制の強化が可能な建築物の対象拡大 【平成30年9月25日施行】

袋路状道路にのみ接する大規模な長屋等の建築物について、条例により、共同住宅と同様に接道規制を付加することを可能とする

興行場等の仮設建築物の存続期間の延長 【平成30年9月25日施行】

仮設建築物のうち、特に必要があるもの※について、建築審査会の同意を得て、1年を超える存続期間の設定を可能とする

※ オリンピックのプレ大会や準備等に必要な施設や、エンターテインメント施設等への活用等を想定

仮設建築物に適用する規制の合理化 【平成30年9月25日施行】

建築材料の品質に関する規定を適用除外とする

延焼のおそれのある部分の見直し 【令和元年6月25日施行】

隣地境界線等と建築物の位置関係に応じ、熱影響を受けにくい部分を除外する

木造の特殊建築物の外壁等の規制の見直し 【平成30年9月25日施行】

外壁等を防火構造とすべき木造の特殊建築物の範囲を見直す

共同住宅等の界壁に関する遮音規制の合理化 【令和元年6月25日施行】

界壁と天井の組み合わせによる遮音も可能とする

計画通知の手続の合理化 【平成30年9月25日施行】

防火地域及び準防火地域外において、10㎡以内の増改築等を行う場合の計画通知を不要とする

限定特定行政庁の事務について 【令和元年6月25日施行】

今般の法改正により新たに特定行政庁の事務として追加されたもののうち、一部を限定特定行政庁の事務として位置づけることとする。